

平成9年5月29日(木)

<照会先>

旧厚生省水道環境部産業廃棄物対策室

室長 仁井 正夫(4051)

室長補佐 横山 正芳(4054)

係長 小川真佐子(4056)

(直通) 3595-2372

## 廃石膏ボードの処理について

### 1. 概要

栃木県宇都宮市の安定型の最終処分場の浸出水等から砒素が検出されたため、石膏ボード工業会において石膏ボード製品の分析を行ったところ、一部の工場で製造された石膏ボード製品から砒素等が溶出することが明らかになった。

現在、これらのメーカーにおいては、販売店在庫の回収を行うとともに、工場の品質管理の見直しを行っているが、これまで出荷された石膏ボードを使用している建物が解体された場合の取扱いについて、国としても必要な対策を講ずることとした。

#### (参考1) 石膏ボード工業会の調査結果

国内14社23工場の石膏ボード製品のうち、次の2工場の製品から判定基準を超える砒素等が溶出していることが判明。

(1)小名浜吉野石膏(株)いわき工場:製品から砒素 0.41mg/l(溶出試験)

(2)日東石膏ボード(株)八戸工場 :製品からカドミウム 0.24mg/l(溶出試験)

※汚泥の特別管理廃棄物の判定基準(砒素 0.3mg/l、カドミウム 0.3mg/l)を参考とすると、(1)はこれを上回る水準であり、(2)はこれを若干下回る水準。

### 2. 対策の概要

(1) 早急に次の考え方に基づき対策を講ずることとし、近く、その運用について都道府県及び関係業界に対して通知する。

(1)石膏ボードが用いられている建物を解体する場合に、上記の工場から出荷された製品が用いられているかどうかを製品に表示されている工場記号等により確認し上記の工場の製品については管理型処分場で処分すること。

(2)石膏ボードを多く受け入れている安定型処分場については、浸出水について砒素等の検査を早急に行うこと。

(2) また、現在、廃棄物処理の基準全般にわたる見直しを検討しており、上記の緊急対策と併せて、石膏ボードの処理方法についても、廃棄物処理法に基づく必要な基準の見直しを検討する。

(参考2) 当該石膏ボードが出荷されている可能性の高い地域

(1) 小名浜吉野石膏(株)いわき工場

東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)、関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)、信越(長野県、新潟県)。

(2) 日東石膏ボード(株)八戸工場

北海道、東北(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)、関東(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県)。

# 管理型最終処分すべき廃石膏ボードの取扱いについて

以下の工場で製造された廃石膏ボードの取扱いは、平成9年12月10日付廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令により、平成11年6月17日以降「管理型最終処分場」で処分が決定されている

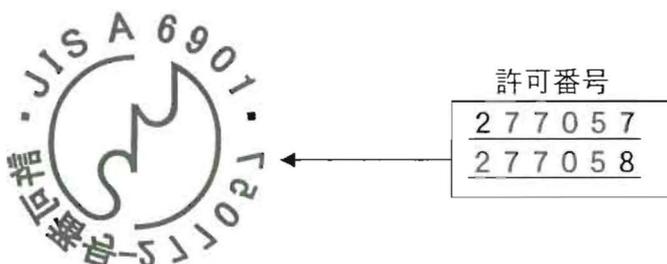
## 1) 小名浜吉野石膏(株) いわき工場：製品から**砒素** 0.41mg/ℓ (溶出試験)

(注)：石膏ボード工業会の調査結果

- ・ 商 品 名 : タイガーボード
- ・ 製造会社名表示 : 吉野石膏 **OY** (青色で表示)

(注)：上記「OY」は小名浜吉野(株)いわき工場で製造されたことを示しており製造会社や工場で製造されたものは略号が異なる。

- ・ JIS マーク及び許可番号



- ・ 昭和48年～平成9年4月までに製造された物

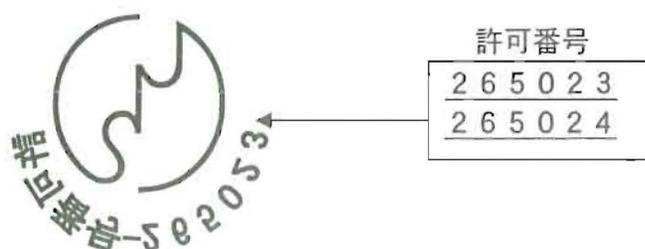
## 2) 日東石膏ボード(株) 八戸工場：製品から**カドミウム** 0.24 mg/ℓ (溶出試験)

(注)：石膏ボード工業会の調査結果

- ・ 商 品 名 : アドラせっこうボード
- ・ 製造会社名表示 : 日東石膏ボード(株)

(注)：上記製品の販売シェアは東北地方、北関東地区に集中しており関東地区では全体の0.5%と一部分になるが、大部分が小名浜吉野(株)の製品が対象となる。

- ・ JIS マーク及び許可番号



- ・ 平成4年10月～平成9年4月までに製造された物